

## 八尾市ものづくり集積促進奨励金制度 手続案内

この制度は、八尾市内の工業系地域内で、新たに生産活動等を行うことを目的として工場等を立地（建築、購入）する製造業者を支援するために、当該工場等にかかる固定資産税の一部を、奨励金として交付する制度です。

八尾市 経済環境部 産業政策課

この制度をご利用する場合は、以下の時期までに指定申請書を提出する必要があります。

- 土地を購入し工場等を建築、購入する場合は、土地所有権移転前。
- 土地を購入しないで工場等を建築する場合は、建築着工前。
- 土地を購入しないで工場等を購入する場合は、工場等所有権移転前。

### 1. 対象者及び対象事業等

対象者	日本標準産業分類に定める製造業を営む者(製造業を営む予定の者を含む)
対象事業	延床面積500㎡以上の工場等の建築(新築、増改築)又は購入
対象地域	八尾市内における都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域、工業地域、準工業地域
対象資産	工場等を建築又は購入するにあたって投資した土地・建物

※ 工場等とは、製造業として生産活動を行う工場 又は 製造業者が設置する研究開発施設、及び附属する倉庫、事務所等のことをいいます。(製造業であっても倉庫のみ、事務所のみは建築、購入の場合は対象となりません。)

※ 貸し工場への入居については、対象となりません。

### 2. 奨励金の額等

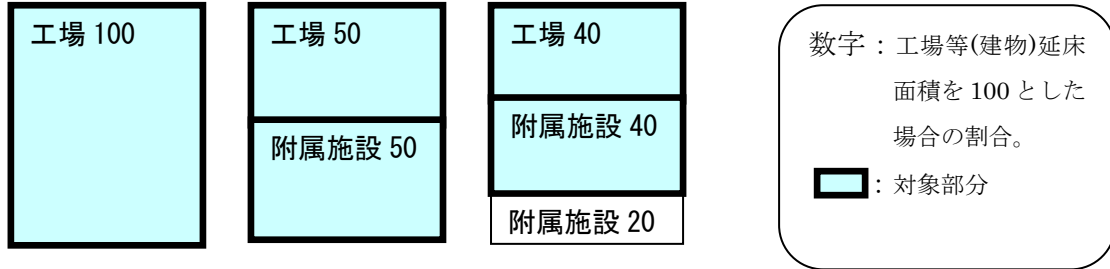
奨励金の額	対象資産にかかる固定資産税の2分の1以内 (千円未満切捨て) 限度額は、1事業につき、1年あたり1億円
交付期間	5年以内

※ 奨励金の合計が予算を上回った場合は、予算の範囲内で交付することがあります。

### 3. 「附属施設」の対象延床面積

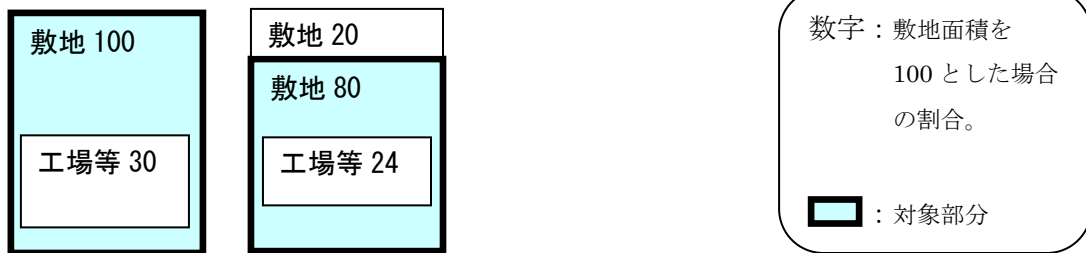
※附属施設：事務所、倉庫、休憩室、更衣室、食堂 等

工場、研究施設の建築・購入に併せて建築・購入する附属施設については、工場、研究施設と同じ延床面積までを対象とします。

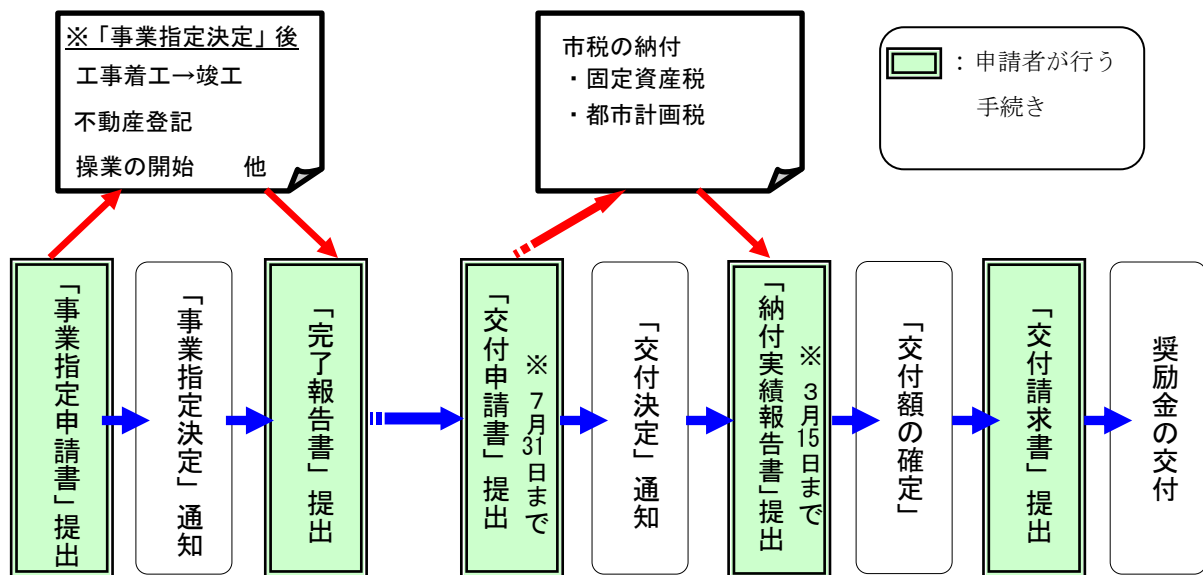


### 4. 「土地(敷地)」の対象面積

工場等(建物)の建築面積が、購入した敷地面積の30%以上の場合は、敷地全体を対象とし、敷地面積の30%未満の場合は、工場等の建築面積に10/3を乗じた面積を対象とします。



### 5. 手続きの流れ



※「事業指定申請書」を提出する前に、建築関係・公害関係の確認・許可を所管課で受けてください。

※奨励金の交付を受ける年度毎に手続きが必要

※7月31日または3月15日が土曜日もしくは日曜日の場合はその前の金曜日までに提出してください。

## 6. 操業開始時期

以下の期日までに操業を開始する必要があります。

- ・工場等を建築する場合 指定事業の決定を受けた日から3年以内
- ・工場等を購入する場合 指定事業の決定を受けた日から6ヶ月以内

## 7. 申請時の添付書類

### ■「事業指定申請書」の添付書類

- ①事業計画書 ※産業政策課にて所定の様式があります。
- ②対象となる工場等の建築基準法第6条第1項の規定による確認済証（写）
- ③対象となる工場等の八尾市生活環境の保全と創造に関する条例第25条の規定による設置許可証（写）
- ④対象となる工場等の平面図（家屋の延床面積が分かるもの）
- ⑤対象となる工場等の位置図（工場等の場所が特定でき、周辺状況が分かるもの）
- ⑥法人の場合は定款、法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票の写し 等
- ⑦申告書（八尾市暴力団排除条例関係）
- ⑧その他、特に必要と認める書類

### ■「完了報告書」の添付書類

- ①実績報告書 ※産業政策課にて所定の様式があります。
- ②対象となる工場等の建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証（写）
- ③対象となる工場等の八尾市生活環境の保全と創造に関する条例第31条第2項の規定による工事完了確認書（写）
- ④土地、家屋の売買契約書（写）
- ⑤土地、家屋の登記簿謄本
- ⑥同意書(税額の確認他) ※産業政策課にて所定の様式があります。
- ⑦その他、特に必要と認める書類

### ■「交付申請書」の添付書類

- ①固定資産税・都市計画税の納税通知書（写）及び課税明細書（写）
- ②土地、家屋の登記簿謄本
- ③その他、特に必要と認める書類

### ■「納付実績報告書」の添付書類

- ①固定資産税・都市計画税の納税証明書
- ②その他、特に必要と認める書類

※交付決定後、固定資産税・都市計画税の税額に変更が生じ、交付決定額が変更となる場合は、「変更交付申請書」の提出が必要となります。

※「交付請求書」については添付書類なし。

※代表者が変更となる場合は、速やかにご連絡ください。

## 8. 奨励金の取消・返還

以下のいずれかに該当した場合は、奨励金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。奨励金交付決定・確定を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて奨励金を返還していただきます。また、刑事罰が適用される場合もありますので、十分注意してください。

- (1) 虚偽その他の不正の手段により奨励金の交付の決定・確定を受けたとき。
- (2) 八尾市ものづくり集積促進奨励金交付要綱の規定、その他の法令に違反したとき。
- (3) 市税を滞納しているとき。
- (4) その他、交付決定・確定後において特に不相当であると市長が認める事由が生じたとき。

## 9. 努力義務

奨励金の交付を受けようとする、あるいは、既に交付を受けた事業者は、以下の内容を遵守するように努めなければなりません。

- (1) 工場等の設置にあたっては、環境面等について配慮し、周辺への説明等を実施すること。
- (2) 対象となる工場等の操業を、7年以上継続すること。
- (3) 八尾市内で工場等を移転する場合であって、移転跡地が工業的利用に適しているときは、当該跡地について工業的利用を行うこと。(住宅等の用途に転用しないこと。)

## 10. その他

申請書等の様式はインターネットの八尾市ホームページから入手することが出来ます。詳しくは産業政策課にお問い合わせください。

<お問い合わせ、申請先>

八尾市 経済環境部 産業政策課 ものづくり・あきない支援室

〒581-0006 八尾市清水町1-1-6 TEL 072-924-3964 FAX 072-924-0180

※申請書を提出される方は、事前に相談の上、上記受付までご持参ください。